

# 幼保連携型認定こども園の園長資格について

国規則	県審査基準	保有資格・免許	実務年数等	その他(※1)
第12条	8(1)	以下の全てを保有 ①教員免許(専修又は一種)(※2) ②保育士登録	国規則第12条各号に定める職を5年以上	
第13条	8(2)	以下のいずれかを保有 ①教員免許(専修又は一種)(※2) ②幼稚園教諭二種 ③保育士	以下のいずれかに該当 ①現行の施設長(※3)を5年以上(※4) ②幼稚園、保育所又は認定こども園の教諭又は保育士(施設長を含む)として10年以上、教育、保育又は子育て支援に従事 ③別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける(※5)	以下のいずれにも該当 ①H26年度末時点で施設長であり、継続して施設長(※6) ②副園長(教頭・主幹保育教諭)が8(1)該当、又は幼稚園教諭二種かつ保育士資格を有し、国規則第12条各号の職を5年以上従事 ③H32年度末までに別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける(交付後も5年ごとの期間に受講・修了証の交付を努力義務)
	8(3)	なし		

※1 8(2)、(3)に該当する者は、上記の他、設置者の推薦書が必要。また、毎年、地方公共団体や関係団体等による 園長研修等の受講に努めなければならない。

※2 教員免許(専修又は一種)は、幼稚園教諭でなくても可。

※3 「施設長」は、「幼稚園長、保育所長、認定こども園長」のことをいう。

※4 人事異動等に伴い、新たに幼保連携型認定こども園の園長として就任する者は、①が適用されない(②か③に該当する必要がある)。

※5 別に定める園長研修は次頁のとおり。

※6 H27年4月以降に、人事異動等に伴い当該園の園長を退いた後、再度就任する場合は、8(1)又は(2)に該当する必要がある(8(3)は適用除外、他園の園長に就任する場合も同じ)。